

平成23年度

比布町人事行政の運営等の状況

「比布町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び条例施行規則」に基づき、職員の給料や勤務条件などの人事行政の運営状況を、町民の皆様にも正しく理解していただくため、次のとおり公表します。

比布町総務企画課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

区 分	採用者数	退職者数	職員数
一般行政職	4人	5人	66人

(2) 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年 増減数	主な 増減理由
		平成 22 年	平成 23 年		
一般行政	議 会	2	2		
	総 務	13	14	1	退職者総務付
	税 務	5	5		
	民 生	7	7		
	衛 生	6	6		
	農林水産	8	7	△ 1	人事配置の見直し
	商 工	2	3	1	人事配置の見直し
	土 木	6	6		
	小 計	49	50	1	
特別行政	教 育	9	9		
	小 計	9	9		
公営企業等	水 道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	5	5		
	小 計	7	7		
合 計		65	66	1	

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事・技師・保健師・栄養士	7 人	10.6 %
2 級	主事・技師・保健師・栄養士	3 人	4.5 %
3 級	係長・主査・主任	27 人	40.9 %
4 級	課長補佐・主幹・係長・主査	14 人	21.2 %
5 級	課長・参事・課長補佐・主幹	10 人	15.2 %
6 級	会計管理者・課長・参事	5 人	7.6 %

(注) 1 比布町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参 考) 21 年度の人件費率
22 年度	4,158 人	3,760,153 千円	140,364 千円	539,713 千円	14.4 %	14.4 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23 年度	64	231,463 千円	41,703 千円	86,879 千円	360,045 千円	5,625 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		比 布 町		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	184,200 円	172,200 円	184,200 円
	高 校 卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年 以上 15 年未満	経験年数 15 年 以上 20 年未満	経験年数 20 年 以上 25 年未満
一般行政職	大 学 卒	277,100 円	313,700 円	368,500 円
	高 校 卒	236,700 円	270,800 円	320,600 円

(5) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種	区 分		全 職 種
22 年度	職 員 数 A	65 人	23 年度	職 員 数 A	66 人
	普通昇給期間を短縮して 昇給した職員数 B	0 人		普通昇給期間を短縮して 昇給した職員数 B	0 人
	比 率 B/A	0 %		比 率 B/A	0 %

(6) 期末手当・勤勉手当

比 布 町		国	
(平成 23 年度支給割合)		(平成 23 年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分	期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.35 月分	勤勉手当	1.35 月分
(加算・減額措置の状況)		(加算・減額措置の状況)	
なし		・職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(7) 退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

比 布 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分

(8) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度決算)	9,427 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	210 千円
支給実績 (平成 23 年度決算)	11,119 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	222 千円

(9) 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 22 年度決算）		0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 22 年度）		0 %
手当の種類（手当数）		6
手当の名称	主な支給対象業務	特殊勤務に対する支給単価
伝染病防疫手当	職員が伝染病家等の消毒、指導に従事したとき	1 回につき 300 円
野犬掃とう手当	職員が野犬等掃とうに従事したとき	1 回につき 300 円
税務徴収等手当	職員が徴税等の滞納処分に従事したとき	1 件につき 600 円
行路病人取扱手当	行路病人取扱い業務に従事したとき	1 件につき 300 円
行路死亡人取扱手当	行路死亡人取扱い業務に従事したとき	1 件につき 800 円
除雪車運転手当	警報発令下勤務時間外における除雪作業に従事したとき	1 日につき 250 円

(10) その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 23 年度決算)
扶養手当	配偶者： 13,000 円 扶養親族たる子・父母等 ： 6,500 円 特定期間加算： 5,000 円	同		8,142 千円	239 千円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員（限度 27,000 円） ・自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員（月額 7,000 円）	異	自己の所有に係る住宅に居住している世帯主の職員への手当支給なし	6,298 千円	137 千円
通勤手当	交通機関利用者：運賃等相当額支給 自動車等利用者：片道 2 km 以上	同		629 千円	70 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 8～10%	異	職務の給別に定額を支給	7,777 千円	409 千円
寒冷地手当	世帯区分に応じ支給	同		6,287 千円	95 千円

3 特別職の報酬等の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	期末手当支給割合
給料	町 長	612,000 円	3.95 月分
	副 町 長	542,000 円	
	教 育 長	506,000 円	
報酬	議 長	225,000 円	3.95 月分
	副 議 長	170,000 円	
	各 委 員 長	160,000 円	
	議 員	150,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12:00~13:00	廃止	土・日

(2) 年次有給休暇の取得状況（H23.1.1~H23.12.31）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
2,326日	522日と3時間	59人	8.9日

(注) 全対象職員数とは、H23.1.1~H23.12.31までの全期間に在職した一般職員に限り、当該機関の中途に採用された者及び退職された者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 休暇等の状況（平成23年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要最小限の期間（私傷病は90日以内。結核性疾病は180日以内。）
特別休暇 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○忌引休暇 親族に応じた日数 例：配偶者～10日、父母～7日、子～5日、祖父母～3日又は7日（代襲相続） ○結婚休暇 5日 ○出産休暇 分娩の予定日前6週間（多胎の場合は、14週間） 分娩の日後8週間 ○妊娠障害休暇 妊娠中14日 ○配偶者出産休暇 3日 ○夏季休暇 3日
介護休暇 (無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月以内で必要な期間。
育児休業 (無給)	3歳に達するまでの子を養育するために、希望する期間休業することができる。
育児短時間勤務 (無給)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、いくつかある勤務の形態から選択し、週40時間より短い勤務時間で勤務をすることができる。
部分休業 (無給)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、職員の託児の態様・勤務の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として1日2時間を超えない範囲内で、部分休業することができる。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成23年度）

処 分 事 由	降任	免職	休職	計
勤務実績が良くない場合				
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合				
その職に必要な適格性を欠く場合				
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				

(2) 懲戒処分者数（平成23年度）

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					

6 職員の服務状況

職員の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事制限の状況（平成23年度）

区 分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	42人
営利企業等の従事許可の人数	1人

（注） 職務専念義務免除の人数には、職員の健康診査を含む。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成23年度）

区 分	参加人数
北海道市町村職員研修センター等	16人

(2) 勤務評定制度の概要

地方公務員法に基づき、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じている。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成23年度）

健康診断の種類	対象者数	受診者数
人間ドック	50人	48人
定期健康診断	18人	18人

(2)公務災害の認定件数の状況(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

区 分	件 数
公 務 災 害	1 人
通 勤 災 害	0 人

(3)職員親交会の状況

職員親交会は会員相互の福利、親睦を図ると共に教養を高め、体育・文化及び事務能率の向上に努めることを目的に各種事業を実施しており、会員（職員）の会費及び町の交付金などで運営されています。

職員親交会の概要（平成23年度）

会 員 数	87 名
総 事 業 費	2,380 千円
町 の 交 付 金	138 千円
主 な 事 業	○文化・体育部活動助成事業 ○親睦行事助成事業 ○慶弔見舞金の給付事業 ○施設利用助成事業

※会員数の中には、一部事務組合職員等も含む

9 公平委員会に係る業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況（平成23年度）

措置要求件数	措置要求の概要
なし	

(2)不利益処分に関する不服申立の状況（平成23年度）

不服申立件数	不服申立の概要
なし	